

(介護予防)短期入所療養介護 利用契約書 (兼 重要事項説明書)

新

利用者 _____ (以下「甲」と記す)と 医療法人康和会 介護老人保健施設 和泉の澤(以下「乙」と記す)は、甲が乙の設備並びに介護サービスの利用を開始するにあたり、以下に記す内容で契約を取り交わします。

(目的)

第1条 乙は甲に対し、介護保険法令の趣旨に従って短期入所療養介護(以下、介護予防短期入所療養介護も含め単に「短期入所療養介護」とする。)を提供する事を、一方、甲及びその身元引受人または代理人(成年後見制度に基づく後見人も含める。以下単に「身元引受人等」という。)は、そのサービスに関する支払い義務を乙に対し負う事を確認し、それに伴う提供サービスや支払いの内容及び方法について定める事を本契約書の目的とします。

(介護老人保健施設の責)

第2条 乙は本契約の締結によって甲に対し、介護保険法その他の法令とその趣旨に従って、甲の居宅での生活の継続に資するよう、適切に短期入所療養介護を提供する責を負います。

(利用者の責)

第3条 甲は本契約の締結によって乙に対し、本契約並びに別紙 1、別紙1-2に記載された事項を順守し帰宅に向けて自らの状態を維持するよう積極的に取り組むとともに、別紙2に規定する乙から受けた短期入所療養介護の対価を支払う責を負います。

(身元引受人等)

第4条 甲は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。

- 1 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人等は、甲が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額の範囲内(下表)で、甲と連帯して支払う責任を負います。

短期入所者	介護保険負担額 1 割の方	介護保険負担額 2 割の方	介護保険負担額 3 割の方
債権の極度額	100,000	200,000	300,000

- 3 身元引受人等は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は甲が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人等と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人等が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、甲及び身元引受人等に対し、相当期間内にその身元引受人等に代わる新たな身元引受人等を立てることを求めることができます。
- 5 身元引受人等の請求があったときは、当施設は身元引受人等に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(適用期間)

第5条 本契約書は、甲が本書を乙に提出した後から効力を有します。但し、身元引受人等に変更があった場合は、新たに契約を得ることとします。

- 2 本契約書、別紙1及び別紙2の改定が行われた際には、その内容を説明し、再度契約を結び直すものとします。ただし、介護保険法や税制の改正に伴う料金の変更については、改正前からの契約が引き続き有効なものとしなします。

(利用者からの解除)

第6条 甲及びその身元引受人等は、乙に対し、退所の意思表示をすることにより居宅介護サービス計画にかかわらず、本契約書に基づく短期入所療養介護の利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第7条 乙は、甲及びその身元引受人等に対し、次に掲げる場合には、本契約書に基づく短期入所療養介護の利用を解除・終了することができます。

- ① 甲の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での短期入所療養介護の提供が適切でないと判断された場合
- ② 甲が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ③ 甲及びその身元引受人等が、本契約書に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ④ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑤ 別紙1の6.禁止事項に掲げる行為を甲が行い、注意しても改善が見られない場合

(利用料金)

第8条 甲及びその身元引受人等は、連帯して、当施設に対し、本契約書に基づく短期入所療養介護の対価として、別紙2の、介護保険サービスの自己負担分ならびに保険外サービスの料金の合計額を月ごとに支払う義務があります。但し、利用者の経済状態等により介護保険または公費からの支払いがある場合は、その政令の定める額を個人負担として請求します。

- 2 乙は、甲及びその身元引受人等が指定する者に対し、前月料金合計の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。甲及びその身元引受人等は乙に対し、連帯して、請求額をその月の末日までに支払うものとします。なお、甲が利用を終了した後も、利用に対する支払いが完了するまでこの義務は継続するものとします。支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 乙は、甲又はその身元引受人等から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、支払いを行った者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第9条 乙は、甲の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 乙は、甲又はその身元引受人等が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人等に対しては、甲の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第10条 乙は、原則として甲に対し身体拘束を行いません。但し、生命の危険がある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他甲の行動を制限する行為を行うことがあります。このような事態が予測される場合には、あらかじめ乙の医師が身元引受人等に対して説明を行い、同意を得るものとします。拘束を行った際には、その様態及び時間、その際の甲の心身の状況、

緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

- 2 乙は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施することとします。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備することとします。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとします。

(人権の擁護、虐待の防止等)

第11条 乙は、介護老人保健施設サービスの提供に当たり、人権の擁護、虐待の防止の為、以下に掲げる事項を実施することとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ることとします。
- (2) 虐待防止のための指針を整備することとします。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施することとします。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置することとします。

(感染対策)

第12条 乙はその職員に対し、感染予防の正しい知識と技術を修得するよう、感染対策委員会を開催し、指針および感染対策マニュアルを整備し研修の実施に加え、訓練を行うものとします。また、感染症発生時はその対策を適切に行うとともに、入所者およびその家族に対し積極的に情報の提供を行うものとします。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとします。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備することとします。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施することとします。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第13条 乙及びその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た甲又は身元引受人等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時、事故発生時の対応)

第14条 サービス提供等による事故や自然災害、利用者の急変など緊急の事態が発生した際には、乙は、甲に対し必要な措置を講じるとともに、身元引受人等に速やかに連絡をします。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 緊急の事態が事故や災害であるときには、保険者に対してその内容を速やかに報告するとともに、その求めに応じ情報提供や調査への協力をを行います。
- 4 当施設の職員との間、又は利用者間で針刺し事故、その他感染の可能性のある事故が発生した際には、採血及びその検査を行い、感染の有無を確認するものとします。

(要望又は苦情等の申出)

第15条 甲及びその身元引受人等は、乙の提供する短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等につい

て、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第16条 短期入所療養介護の提供に伴って乙の責に帰すべき事由によって、甲が損害を被った場合、乙は、甲に対して損害を賠償するものとします。

2 甲の責に帰すべき事由によって、乙が損害を被った場合、甲及びその身元引受人等は、連帯して、乙に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第17条 本契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、甲又はその身元引受人等と乙が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設 和泉の澤のご案内

(令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1)施設の名称等

- ・施設名 医療法人 康和会 介護老人保健施設 和泉の澤
- ・開設年月日 平成16年4月1日
- ・所在地 福岡県飯塚市勢田1806-1
- ・電話番号 0948-92-0700 FAX番号 0948-92-0748
- ・管理者名 施設長 森山 信男
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(4055580114号)

(2)介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設和泉の澤の運営方針]

1. 利用者の自立を支援し家庭復帰を目的とする。
2. 明るく家庭的な雰囲気を有し、家庭や地域との結びつきを重視した施設である事

(3)施設の職員体制

職種	配置	業務内容
医師	1以上(常勤1を含む)	入所者の健康管理と保健衛生の指導及び医療の処置に適切な処置をする
薬剤師	0.3を標準	管理者の命を受けて行う入所者に対する調剤業務、服薬指導に関する事
看護職員	9.6以上	管理者及び医師の指示を受けて行う入所者の看護、保健衛生及び関すること
介護職員	23.9以上	管理者の命を受けて行う入所者の日常生活一般にわたる介護に関する事
支援相談員	1以上	管理者の命を受けて行う入所者の生活相談、指導に関する事
理学療法士	1以上	管理者及び医師の指示を受けて行う入所者の機能訓練指導に関する事
作業療法士		
言語聴覚士		
管理栄養士	1以上	管理者の命を受けて行う入所者の栄養管理指導、献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関する事
栄養士		
調理師	8以上	管理者の命を受けて行う調理業務に関する事
調理員		
介護支援専門員	1以上	管理者の命を受けて行う入所者の施設サービス計画の作成に関する事
事務職員他	2以上	管理者の命を受けて行う施設の庶務及び経理の事務処理に関する事

(4)入所定員等

- ・定員 100名
- ・療養室 個室 2室 2人室 13室 4人室 18室

(5)送迎地域 飯塚市 嘉麻市 直方市 田川市 鞍手郡小竹町 嘉穂郡桂川町 田川郡

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案(4 日以上の利用の場合)
- ② 食事の提供
- ③ 入浴
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 療養食など適切な食事の提供
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 送迎サービス
- ⑪ その他

***これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にはご相談ください。**

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・飯塚病院	福岡県飯塚市芳雄町 3-83
・穎田病院	福岡県飯塚市口原 1061

・協力歯科医療機関

・医療法人康和会アイ歯科医院	福岡県飯塚市枝国 495-15
----------------	-----------------

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、本契約書にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

別紙 1-2「利用中の生活について」をご覧ください。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報設備、備蓄食料、自家用発電機
- ・防災訓練 年2回(うち1回は夜間想定)

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者による

- ・営利行為
- ・宗教の勧誘
- ・特定の人物・団体を支援する政治活動は禁止します。

7. 要望や相談ならびに苦情の受付

- ・当施設の相談窓口は支援相談員です。お気軽にご相談ください。
(電話 0948-92-0700 相談員: 村上)
- ・受付の「ご意見箱」を使用して、管理者に直接お申し出いただくこともできます。
- ・公的な苦情申し立て機関は次のとおりです。

飯塚市	介護保険課 事業所係 〒820-8501 飯塚市新立岩 5-5	0948-22-5500
嘉麻市	高齢者介護課 高齢者支援係 〒820-0292 嘉麻市岩崎 1180-1	0948-42-7432
桂川町	福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部 〒820-0696 嘉穂郡桂川町大字土居 360	0948-65-1151
直方市	健康長寿課 介護サービス係 〒822-8501 直方市殿町 7-1	0949-25-2390 0949-24-7320 (FAX)
宮若市・鞍手郡	福岡県介護保険広域連合 鞍手支部 〒823-0011 宮若市宮田 68-5	0949-34-5046
田川市・田川郡	福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部 〒825-0016 田川市新町 18-7	0947-49-1093
福岡県国民健康保険団体連合会	介護サービス相談窓口 〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13-47	092-642-7859

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙1-2>

利用中の生活について

(令和6年8月1日現在)

1.一日のながれ

7:30 …	起床、洗面
8:00 …	朝食
8:30 …	口腔ケアなど
9:00 …	レクリエーション(生活機能訓練)など
12:00 …	昼食
13:30 …	入浴、リハビリテーションなど
14:30 …	おやつ
17:30 …	夕食
20:00 …	更衣、就寝準備
21:00 …	消灯

2.リハビリテーション

ショートステイ中の身体の状態低下を防ぐため、個別のリハビリテーションを行います。また、個別リハビリテーション(毎日でも可、料金別途)が行えますので、ご希望の方は前もって担当ケアマネージャーか当施設相談員に要望をお伝えください。

また、当施設では生活そのものがリハビリと考え、状態や体力に応じて各自できることはご自分でして頂き、そのために必要な援助を行っていきます。

3.入浴

基本的に週2回の頻度で実施いたしますが、帰宅日など、ご要望があれば可能な限り対応いたしますので、ご相談ください。浴室には一般浴・リフト浴・半個浴・特殊浴槽の用意がございますので、身体状況に応じて安心して入浴していただけます。ご家族は、着替えの準備をお願い致します。

なお発熱等、その日の体調によっては入浴を中止することもございますのでご了承ください。

4.排泄

心身の状況に合わせた排泄援助を行っていきます。おむつが必要な方は定時・臨時に交換を行い、ポータブルトイレを使われる方には施設が用意いたします。(使用料はかかりません)

なお、パッドやオムツについては、持ち込みや別途費用負担は必要ありませんが、特段の事情によりご自宅と同じものをご希望される場合にはご持参ください。

5.洗濯

着用後の衣類はそのままご帰宅時に返却いたします。排泄の失敗があったときなどは、施設で水洗いを行います。使用したタオル類も濡れたままとなりますので、ご了承ください。また、一定以上の利用期間があり介護者が不在の場合は、洗濯の委託をお受けしています(別途お支払いが必要です)。

6.面会

面会時間は **8:00~20:00** となっております。

1階・受付窓口にある来所者名簿に体温と連絡先、住所、氏名のご記入をお願いします。

高齢者は、環境の変化に順応できず、一時的に精神的な不安定状態になる場合があります。その場合、出来る限りの面会をお願いしたり、逆に面会をご遠慮して頂くようお願いしたりすることがあります。

なお、高齢者が多く生活する施設ですので、体調不良時には面会を控えるようお願いします。

また、感染症などの流行により、直接対面による面会に替え、通信端末による面会をお願いすることがあります。その際は、面会時間や人数の制限等のご協力をお願いします。

7.病院受診

短期入所療養介護(ショートステイ)ご利用中は、原則、病院等を受診することができませんので、定期的な受診などのご利用前にお済ませください。

利用中に体調不良などが発生した場合には、当施設の医師が診察いたします。入院加療が必要とされた場合にはご家族様に連絡した上で、施設車両または救急車により病院等まで搬送いたします。

9.食べ物の持ち込み

栄養・衛生管理上の問題がありますので、できるかぎり食べ物の持ち込み、差し入れはご遠慮願います。

特に、生ものの持ち込みは固くお断りいたします。また、面会時など一緒に召し上がる場合は、1階ロビーをご利用ください。また、感染症などの流行により、施設が面会の制限を実施している際は、感染防止の観点から、一緒に召し上がることもお控えいただきます。ご協力をお願いします。

10.所持品

持ち物には必ず全てにご記名ください。私物の紛失については、明らかな過失がある場合を除き責任を負いかねます。金銭や貴重品については、ご持参しないようお願い申し上げます。

また、当施設では金銭のお預かりは致しておりません。

11. 飲酒・喫煙

集団生活の場でもありますので、飲酒はご遠慮いただいております。また、火災予防のため全館禁煙です。

12. 火気の取扱い

火災予防のため、発火の恐れのある物の持ち込みは固くお断りいたします。家電製品などを持ち込まれる際は、古いものは避け、よく整備してご持参ください。

13.介護保険被保険者証・医療被保険者証

ご利用前には介護保険被保険者証を確認させていただきます。

介護保険被保険者証、医療被保険者証(後期高齢者医療被保険者証)、障害者手帳などは、利用に際してご持参いただかなくても結構ですが、ご家族が遠方に出かけるケースなど、急変時を想定してお預け頂く場合があります。

<別紙2>

ご利用料のご案内
(令和6年8月1日現在)

(A) 介護保険サービスの自己負担 ※端数計算により誤差を生じる事があります

1) 施設利用料(1日あたり)

※介護サービス利用料です。部屋代は「保険が適用されない利用料」をご覧ください。

a.施設が「基本型(加算型)」の場合

要介護度	負担割合	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	1割	588円	737円	764円	813円	876円	931円	985円
	2割	1,175円	1,473円	1,527円	1,625円	1,752円	1,862円	1,969円
	3割	1,762円	2,209円	2,291円	2,437円	2,628円	2,793円	2,954円
個室以外	1割	622円	785円	842円	893円	958円	1,011円	1,067円
	2割	1,243円	1,570円	1,684円	1,785円	1,915円	2,022円	2,134円
	3割	1,865円	2,355円	2,525円	2,677円	2,872円	3,033円	3,201円

b.施設が「在宅強化型」の場合

要介護度	負担割合	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	1割	641円	789円	831円	906円	972円	1,032円	1,089円
	2割	1,282円	1,578円	1,661円	1,811円	1,943円	2,063円	2,178円
	3割	1,923円	2,367円	2,492円	2,717円	2,915円	3,094円	3,267円
個室以外	1割	682円	846円	915円	993円	1,059円	1,118円	1,178円
	2割	1,363円	1,692円	1,830円	1,986円	2,118円	2,235円	2,355円
	3割	2,045円	2,537円	2,744円	2,979円	3,176円	3,353円	3,532円

2) その他の介護サービス料※記載の金額は、1割負担額。2割・3割負担の方は掛けてお考えください。

	名称	金額	単位	備考
全員が対象のもの	夜勤職員配置加算	25円	日	手厚い夜勤配置。利用1日につき通常は加算します。
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	23円	日	介護職員の配置状況で変わります。利用中は加算します。
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	19円		
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円		
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	52円	日	施設が加算型の期間は入所中に加算します。他の類型の時は適用されません。
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	52円		施設が超強化型の期間は入所中に加算します。他の類型の時は適用されません。
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	102円	月	利用者の安全、介護サービスの質の確保、生産性向上に基づいた改善活動を継続的に行っている場合に加算します。
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	11円		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	-	月	介護保険サービス利用料の総額に7.5%を加算します。	

該当する場合にかかるもの	個別リハビリテーション実施加算	244 円	日	個別のリハビリテーションを追加して行った場合に加算します。
	療養食加算	9 円	食	医学的に、食事上の配慮が必要と医師が判断した場合に加算します。
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	203 円	日	認知症の症状により緊急入所をした場合、最高 7 日まで加算します。
	緊急短期入所受入加算 (要介護のみ)	92 円	日	上記以外で、計画にないショートステイを受け入れた場合に加算します。
	重度療養管理加算 (要介護のみ)	122 円	日	特別な対応が必要な重度の状態の時に加算します。
	送迎加算 (片道につき)	187 円	回	ご自宅と施設間の送迎を行った場合に加算します。
	総合医学管理加算	279 円	日	治療管理を目的とし、計画的に行われぬ短期入所の場合のみ加算します。
	若年性認知症利用者受入加算	122 円	日	利用者が若年性認知症と診断されている場合に加算します。
	口腔連携強化加算	51 円	月	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関へ情報提供した場合に加算します。
	緊急時治療管理	526 円	日	急変など、緊急の治療を行った場合最高 3 日まで加算します。

(B) 保険が適用されない利用料
(保険負担割合にかかわらず同額です)

① 食費

朝食	昼食	夕食
480 円	620 円	650 円

ただし、限度額認定を受けている方の1日の上限額は、次のとおりです。

利用者負担	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
金額	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円

② 滞在費(療養室の利用費)/1日

利用者負担	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	左記以外
個室	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円	1,728 円
個室以外	0 円	430 円	430 円	430 円	437 円

※ 第1～第3段階は住民税非課税世帯が対象ですが、市町村(介護保険広域連合)への申請と認定が必要です。

③ 特別室利用料/1日

- ・個室 600 円 (税抜)
- ・2人室 300 円, 400 円, 500 円 (税抜、設備により変わります)

④ 日常生活費/1日

200 円 (非課税)

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用頂く場合にお支払い頂きます。

⑤ 教養娯楽費/1日 100 円 (非課税)

レクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、DVDソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用頂く場合にお支払い頂きます。

⑥ 電気代/1日

50 円 (税抜) 持ち込み家電を使用する場合

⑦ テレビ使用料/1日

100 円 (税抜) レンタル希望者のみお支払い頂きます。

(C)支払い方法

- ・毎月 10 日以降に、前月分の請求書を作成し発送いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。利用契約時にお選びください。
- ・領収書は医療費控除の対象となりますので、大切に保管してください。

介護老人保健施設和泉の澤を短期入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所利用契約書及び別紙1、別紙1-2、別紙2を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、十分に理解した上で契約します。

令和 年 月 日

甲<利用者> 住 所

氏 名

代筆者氏名

代筆理由（高齢・手が不自由・その他）により字が書けないため

乙 福岡県飯塚市勢田 1806-1
医療法人康和会 介護老人保健施設和泉の澤
施 設 長 森山 信男
施設説明者

【本約款第 14 条の 緊急時 及び 事故発生時 の 連絡先】

身元引受人 1

氏 名		利用者との 関係(続柄)	
住 所			
電話番号		携帯電話	
勤務先名		勤務先 電話番号	

身元引受人 2

氏 名		利用者との 関係(続柄)	
住 所			
電話番号		携帯電話	
勤務先名		勤務先 電話番号	

【本約款第 8 条の 請求書 及び 領収書 の 送付先】

身元引受人 1 ・ 身元引受人 2 ・ 成年後見人 ・ その他 ()

※ 身元引受人以外の方を指定する場合のみ記入

氏 名			
住 所			
電話番号		携帯電話	

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和6年8月1日現在)

介護老人保健施設和泉の澤では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供
- ・利用者の事故・感染症等に関する保険者・監督庁への報告
- ・苦情等に関する国民健康保険団体連合会からの照会への回答

上記の目的で私の個人情報を使用することに同意します。

(本人)

(家族)
続柄:

(家族)
続柄: